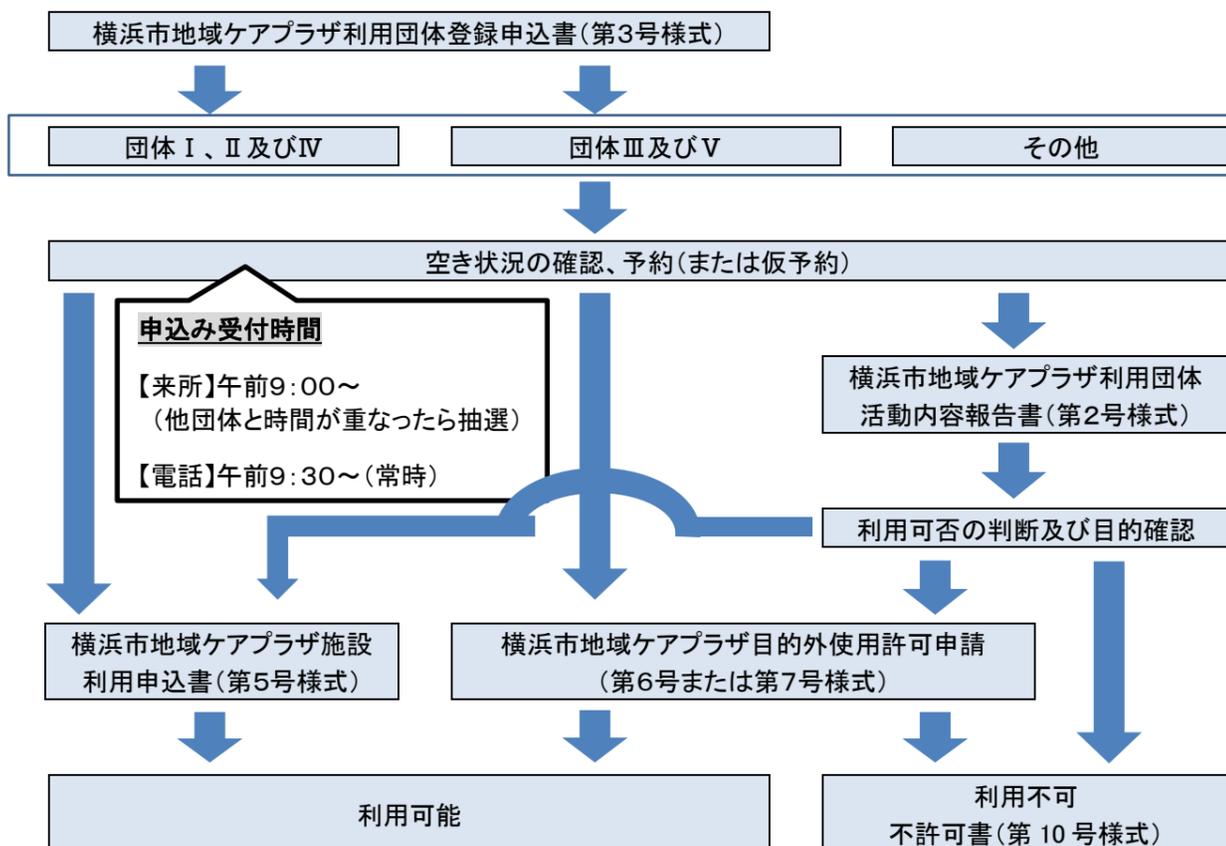


5 1 枠の考え方について

同一の部屋を連続して利用する場合は、2枠まで1枠の利用として扱います。ただし、同一時間帯において複数の部屋を利用しなければ活動ができないとケアプラザが認める場合は、1枠の利用とします。

区分	多目的ホール	調理室	ボランティアルーム
午前 (9:00 ~ 12:00)	1 枠		1 枠
午後1 (12:00 ~ 15:00)	1 枠 (ただし、ケアプラザが認める場合)		1 枠
午後2 (15:00 ~ 18:00)			
夜間 (18:00 ~ 21:00)	1 枠 (ただし、ケアプラザが認める場合)		

【参考】利用までの手続き（概要版）



※利用までの手続きの概要を記載してあります。詳細は、地域ケアプラザ職員へお問い合わせください。

【お問合せ先】

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 長津田地域ケアプラザ
〒226-0027 横浜市緑区長津田2-11-2 電話:045(981)7755 ファクス:045(981)7575

横浜市地域ケアプラザ 施設利用案内



社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

横浜市長津田地域ケアプラザ

令和5年4月（改訂版）

【地域ケアプラザとは】

市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するための施設(横浜市地域ケアプラザ条例)として設置された横浜市独自の施設です。

1 開館時間及び休館日

開館時間	月曜日～土曜日：9:00～21:00 ※20:45 退館 日曜日及び祭日：9:00～17:00 ※16:45 退館
休館日	年末年始(12月29日～1月3日)毎月第4月曜日(施設点検日)

2 施設概要

部屋	貸出備品
多目的ホール	オーディオ機器(ビデオデッキ・DVD デッキ・CD プレーヤー・カセットデッキ・マイク等) ホワイトボード、電子ピアノ 等 ※コロナ禍は、常時窓・扉を少し開け換気を行ってください。 ※使用後は、掃除機をかけて原状復帰をお願いします。
調理室	食器各50組、電子レンジ、冷蔵庫、各種家庭用調理器具 等 ※台ふき・ふきん(食器拭き用)の用意はありませんので、ご持参ください。 ※包丁は事務所で管理しています。事務所にお申し付けください。 ※使用後は、まな板・包丁は熱湯消毒してください。
ボランティアルーム	ホワイトボード 等 ※使用後は、掃除機をかけて原状復帰をお願いします。

3 施設使用にあたって ※館内は、マスク着用、ソーシャルディスタンスのご協力をお願いします。

(1) 貸出区分

区分	平日・土曜日	日曜日・祝日
午前	9:00～12:00	
午後1	12:00～15:00	
午後2	15:00～18:00	15:00～16:45
夜間	18:00～20:45	

(2) 使用料金(団体Ⅲ・団体Ⅴ)※1区分あたり

使用目的が、福祉保健目的以外の場合、下記料金表を適用します。

施設	標準定員 ※100%	使用料	
		通常	日曜日・祝日 (午後2区分のみ)
多目的ホール	45人	1,380 円	920 円
調理室	6人	420 円	280 円
ボランティアルーム	12人		

※定員は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により変更となる場合があります。

(3) 利用目的の確認

地域ケアプラザの貸館は、利用目的によって、無料、有料及び使用不可が決まります。

目的	区分	判断基準
福祉保健目的	無料	福祉活動、保健活動及びこれらの活動の交流が目的のとき
福祉保健以外	有料	福祉保健以外が目的のとき
	使用不可	・営利のみを目的として使用するとき ・地域ケアプラザ使用上の注意が遵守できないとき

4 団体登録

地域ケアプラザを2回以上利用する場合、団体登録を行うと利用までの手続きがスムーズにできます。団体登録には、「横浜市地域ケアプラザ使用団体登録申込書(第3号様式)」をご提出いただきますので、詳細は、地域ケアプラザ職員にお問い合わせください。

※登録は3年間有効(初回時を除く)、とします。継続して登録する場合には更新手続きをお願いします。

(1) 団体定義

団体区分	定義	予約開始	予約枠数	利用料金
団体Ⅰ (福祉保健活動団体)	地域ケアプラザを利用する目的が福祉支援を必要とする地域住民の自助活動及び支援活動、または、地域の支え合いを目的とした活動に直結し、福祉保健活動の担い手として活動する団体	3か月前の 同日から	1か月上限 3枠まで	無料
団体Ⅱ (福祉保健協力団体)	自らの生活環境等の向上のために活動している団体であって、福祉保健活動、地域貢献活動等のためのボランティア活動を年間2回以上実施し、福祉保健活動記録報告書(第1号様式)により所定の期日までに報告する団体	2か月前の 同日から	1か月 2枠まで	
団体Ⅲ (目的外使用団体)	団体Ⅰ及び団体Ⅱに区分されない施設の使用が認められる地域住民で構成された団体	1か月前の 同日から 利用日の 8日前まで		
団体Ⅳ (法人(福祉保健目的))	地域ケアプラザを利用する目的が福祉支援を必要とする地域住民の自助活動及び支援活動、または、地域の支え合いを目的とした活動に直結し、福祉保健活動の担い手として活動する法人	使用日から 起算して 21日前から	上限なし	無料
団体Ⅴ (法人(福祉保健以外))	団体Ⅳに区分されない法人	使用日から 起算して 14日前から		有料

(2) 団体登録の条件

ア 団体登録は、原則5名以上です。(個人での、ご利用はできません。)

イ 団体Ⅱ(福祉保健協力団体)は、年間2回以上の福祉保健(ボランティア)活動の記録を年に1度、ご提出いただきます。